

## 飯能市総合評価落札方式実施要領

(平成23年告示第83号)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、競争入札により契約を締結する工事で、次の各号に定める総合評価落札方式の型式のいずれかに該当するものとする。

(1) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（VE提案を含む）を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、入札価格と総合的に評価する型式

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮その他高度技術の観点から技術提案を求め、当該提案に係る具体的な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績及び社会性等と併せ、技術力と入札価格を総合的に評価する型式

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価する型式

(4) 特別簡易型

前号のうち、施工計画を除き、同種・類似工事の経験、工事成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価する型式

2 総合評価落札方式により競争入札に付そうとする工事は、前項に掲げる型式のうち飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「指名審査会」という。）において適当と認めた型式とする。

(総合評価審査委員の意見聴取)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たり落札者の決定基準を定めようとする場合及び落札者を決定しようとする場合に必要と認められるときは、あらかじめ2人以上の総合評価審査委員（以下「審査委員」という。）の意見を聴取

するものとする。

- 2 前項の規定による意見聴取の方法は、会議、面談又は書面（電子データを含む。）收受のいずれかの方法によるものとする。

（公告等）

第4条 総合評価落札方式により競争入札を実施しようとするときは、入札参加希望者に技術資料の提出を求めるものとし、次に掲げる事項について公告し、周知し、又は通知しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式の型式に関する事項
- (2) 技術資料の提出に関する事項
- (3) 総合評価及び落札者決定の方法に関する事項
- (4) 標準型を採用する場合においては、技術提案の詳細に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

（総合評価の方法）

第5条 総合評価の方法は、提出された技術資料に基づき別に定める落札者決定基準により技術評価点と価格評価点を算出し、次の各号のいずれかの方法により評価値を求めるものとする。

- (1) 加算方式

加算方式による評価値の算出は、次のとおりとする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

価格評価点＝100×（1－入札価格／予定価格）又は

価格評価点＝配点×最低価格／入札価格

- (2) 除算方式

除算方式による評価値の算出は、次のとおりとする。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点＋加算点

（技術資料の審査及びヒアリング）

第6条 提出された技術資料の審査については、飯能市技術審査会（以下「技術審査会」という。）が行う。

- 2 技術審査会は、必要に応じて競争入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

- 3 標準型における比較的高度な技術提案の審査については、必要に応じて技術顧問の出席を求めることができる。

（落札者決定の方法）

第7条 指名審査会は、落札者を決定しようとするときは、技術審査会及び審査委員の意見を参考にして、次に掲げる要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査を実施した場合においては、契約の相手方として著しく不相当と認められないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。  
(評価結果等の公表等)

第8条 前条の規定により落札者が決定したときは、速やかに評価結果を公表するものとする。

2 評価結果に不服のある者は、評価結果が公表された日の翌日から起算して7日以内に、書面により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

4 前項の規定による回答があった場合において、当該回答を受けた者は、評価結果について1回に限り再説明請求をすることができる。

(落札者の施工方法等)

第9条 標準型における技術提案により落札した者は、当該技術提案に基づいて施工するものとし、設計変更は原則として行わないものとする。

2 前項の規定により落札した者は、その後の工事検査において当初の性能を満たしていないことが確認された場合で再度の施工が困難な場合には、工事成績評定の減点、指名停止その他損害賠償等必要な措置を行うことができる。

(技術提案の使用及び保護)

第10条 前条の技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となったときは無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等を有する技術提案については、この限りでない。

(書類等の作成費用)

第11条 競争入札参加申請者が技術資料の作成に要した費用は、申請者の負担とする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 飯能市総合評価落札方式試行要領(平成20年告示第68号)は、廃止する。